

平成29年3月29日  
九州地方整備局  
筑後川河川事務所

## 矢部川水系における想定最大規模の降雨による 洪水浸水想定区域等の公表について

～的確な避難行動につながる防災情報の周知～

平成27年5月に水防法が改正され、これに基づき矢部川水系に係る洪水浸水想定区域等について公表しました。

近年、短時間強雨等の発生頻度が増加し、想定を超える大規模な氾濫・水害が増えており、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難に役立つよう、新たに想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図※<sup>1</sup>等を作成したものです。

洪水浸水想定区域等をご覧になるには、筑後川河川事務所防災情報課において縦覧しているほか、ホームページ (<http://www.asr.mlit.go.jp/chikugo/>) で公表しますのでご参照下さい。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所

TEL：0942-33-9131（代表） 0942-33-8828（直通）

技術副所長 久留 省二（ひさどめ しょうじ） 内線 205

事業対策官 河野 光明（かわの みつあき） 内線 307

地域防災調整官 徳永 浩之（とくなが ひろゆき） 内線 305

## 【期待する効果】

今回の公表では、想定し得る最大規模の洪水により浸水が想定される区域と深さに加え、浸水の継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域※2 も公表しています。これらの情報により、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難の取り組みが進むことが期待されます。

洪水浸水想定区域等は浸水区域に含まれる市町村に通知され、当該市町村は今後、「早期の立退き避難が必要な区域」を示した洪水ハザードマップを作成することになります。

### ※1 洪水浸水想定区域とは

水防法第 14 条第 1 項の規定により、対象とする河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。平成 27 年水防法改正では、洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、従前の河川整備の基本となる計画降雨から想定最大規模の降雨に変更されました。

### ※2 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

一定の条件下において、家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。

## 【筑後川と矢部川が同時に氾濫した場合の状況】

昭和 28 年 6 月に発生した水害では、筑後川と矢部川に挟まれた地域で、両河川に氾濫水により大きな被害が発生しています。このことから、筑後川と矢部川において、想定最大規模の降雨による氾濫が同時に発生した場合の浸水状況についても、関係市町を対象に今後情報提供していく予定です。

※筑後川水系の洪水浸水想定区域については、平成 28 年 6 月 10 日に公表しています。

# 水防法改正に伴う、想定し得る最大規模の外力に対応した洪水浸水想定区域等のあらたな公表について

平成29年3月29日発表  
筑後川河川事務所

## ●近年の水災害の激甚化

- 近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、**想定を超える大規模な氾濫、水害の激甚化**が懸念されます。このため、施設計画を超える豪雨が発生した場合など「**最悪の事態**」を**想定**して、人命を守るとともに、社会経済被害の最小化を図るための対策を事前に検討し、準備しておくことが必要となっています。

## ●水防法改正の概要（平成27年5月改正）

- このような背景の中、平成27年5月に水防法が改正され、現行の河川整備の将来目標とする「計画規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域に、今回、「**想定し得る最大規模**」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を、**あらたに追加で公表**することとなりました。

《参考》矢部川の計画規模の降雨	249mm/9時間
矢部川の想定し得る最大規模の降雨	533mm/9時間

## ●新しい情報の公表について

- 今回、筑後川河川事務所では上記の「**想定し得る最大規模**」の降雨に対応した矢部川水系の新しい「**洪水浸水想定区域図**」を**公表**致します。
- また、洪水時に避難が困難となる浸水深50cmを上回る時間の目安を示し、立ち退き避難（水平避難）の要否の判断に有用な情報となる「**浸水継続時間**」もあわせて、**初めて公表**します。
- さらに、一定の条件下において、家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される「**家屋倒壊等氾濫想定区域**」もあわせて、**初めて公表**します。浸水深の情報とあわせ、自治体では、「早期の立ち退き避難が必要な区域」としてハザードマップに表示することとなります。
- 洪水浸水想定区域図を公表することにより、住民の皆さんに、**水害の危険性に対する理解**を深めて頂くとともに、市町村においてハザードマップの見直し等を進めて頂き、**適切な避難勧告等の発令や住民等の主体的な避難などの取組**が期待されます。

今後、自治体のハザードマップの作成支援や、減災のための取組について、関係自治体等と連携し対応を行っていきます。

## ●水防災意識社会 再構築に向けた取組について

- 国土交通省では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に取り組んでいるところであり、今回の公表はそのソフト対策の一つです。
- また、平成24年7月九州北部豪雨災害及び平成27年9月関東・東北豪雨災害等を踏まえ、洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、河川管理者、気象台、水資源機構、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、減災対策協議会を設立しました。
- 平成28年度の協議会では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組、現状の水害リスク情報や取組状況等について意見交換を行い、減災のための取組方針が策定されました。

○第1回 矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会（平成28年5月13日開催）

○第2回 矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会（平成28年8月10日開催）

<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/bousai/gensaikyougikai/gensaikyougikai160513.html>